

東庄町地域おこし協力隊員(地域間交流・観光事業)募集要項

1. 募集の目的

東庄町が抱える少子高齢化などの地域課題について、観光案内の拠点を設置し、町の特産品菓子等を開発・製造・販売して観光や地域コミュニティの活性化を図り、情熱を持って取り組む人材を育成することを目的とする。

2. 東庄町の概要

東庄町は千葉県の北東部に位置し、利根川の河口付近に所在します。利根川の対岸には鹿島臨海工業地域が、そして、南西に成田空港を控えた地域です。豊かな自然が残され、農業を基幹産業とする町です。古くから稲作が盛んで、江戸時代には米作りと醤油の醸造で栄えていました。基幹産業である農畜産業では、コカブや苺、養豚が盛んです。

3. 活動内容

【主な活動】

- (1) 地域間交流事業の拠点における地域住民の賑わいづくり
- (2) 特産品になる菓子等を開発・製造・販売
- (3) 観光案内所の運営
- (4) 観光イベントの開催
- (5) 観光の情報発信
- (6) その他の事業

4. 応募条件

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (2) 令和5年4月1日時点で、年齢が概ね20歳から40歳までの者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 3大都市圏をはじめとする都市地域等(地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に規定する3大都市圏をはじめとする都市地域等をいう。)に現に住所を有する者
 - イ 他の地方自治体において地域おこし協力隊員として2年以上活動した経験があり、その解嘱から1年以内の者
 - ウ 他の地方自治体において語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として2年以上活動した経験があり、活動終了から1年以内の者
- (4) 委嘱される前の1年間に東庄町内に住所を定めていない者で、委嘱後に東庄町へ住民票を異動し住居することができる者
- (5) 協力隊活動終了時に本町で定住・就業(就農・起業を含む)する意向を持っている者
- (6) 普通自動車運転免許を取得している者

勤務条件・福利厚生

待遇	内容
募集人数	1名
任用形態	東庄町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、東庄町長が委嘱します。 ※東庄町との雇用関係はありません。
委嘱期間	委嘱の日から令和6年3月31日まで ・着任日は令和5年8月1日を予定しています。 ・年度途中の委嘱があった場合でも委嘱期間は令和6年3月31日までとなります。 ・活動状況や実績等を勘案のうえ、委嘱期間の延長(最長3年まで)があります。
報酬	月額 233,000 円以内
勤務時間	月 160 時間(1日当たり7時間45分、月20日活動)を想定しています。
住居	民間の賃貸住宅等を隊員自身で契約していただきます。なお、月額 50,000 円を限度に町が家賃を補助します。 ※敷金、礼金、光熱水費等については、隊員の自己負担となります。
製菓工場	町内にあるコンテナ式キッチンを賃貸契約できます。冷蔵庫・オーブン・製菓用備品完備。※賃貸費用・光熱水費等は町が補助します。
福利厚生	町と雇用契約を結ばないため、健康保険と国民年金は各自の負担となります。
活動に関する資金	・交通費 町内の移動には、自動車や自動二輪車が不可欠です。活動には隊員の自家用車等を使用していただきます。なお、燃料費として月額 15,000 円を限度に町が補助します。 ・通信費 活動に使用するパソコンや携帯電話は隊員自身で用意していただきます。なお、通信費として月額 5,000 円を限度に町が補助します。 ・その他の活動費 隊員の活動や研修に関する費用について、東庄町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で補助します。製菓工場の賃貸費用も活動費から支出となります。
兼業	地域おこし協力隊の活動に支障のない範囲内で可能です。 ※隊員卒業後に東庄町で仕事をしながら定住できるように町も積極的に支援します。

5. 応募・選考方法

(1) 応募

「東庄町地域おこし協力隊応募用紙」に必要事項を記入し、提出書類を揃えて持参又は電子メールにより提出してください。

・受付期間 令和5年7月1日(土)から令和5年7月14日(金)まで

※持参の場合、月～金曜日午前8時30分から午後5時15分までの間に提出をお願いします

す。

・提出先 〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い 4713-131

東庄町役場 総務課 企画財政係

kikaku@town.tohnosho.lg.jp

・提出書類

東庄町地域おこし協力隊応募用紙

住民票の写し

普通自動車運転免許証の写し

(2)選考方法

選考は1次審査(書類)、2次審査(面接)によって行います。

区分	審査方法・通知方法
第1次審査	【書類審査】 提出された書類を審査し、選考結果を電子メール及び郵送により応募者全員にお知らせします。
第2次審査	【面接審査】 第1次審査を通過した方に対して、個人面接を行います。なお、面接日等については、第1次審査合格者にメール及び通知によりお知らせします。
委嘱の決定	第2次審査者全員に対して、電子メール及び郵送で合否をお知らせします。

6.その他

応募や活動内容について不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

東庄町総務課企画財政係

住所 〒289-0692 千葉県香取郡東庄町笹川い 4713-131

電話 0478-86-6084

Email kikaku@town.tohnosho.lg.jp